

入札の執行について（通知）の補足

前払金について

前払金は請負代金の10分の4（1万円未満の端数がある時は、その端数は切り捨てる。）の金額を令和5年度に支払うこととします。なお、前払金は必ず令和5年度内に支払上限額まで請求してください。

配置予定技術者について

複数の案件で入札日が重複する場合、開札後、事後審査資料提出までに、当該工事以外の他工事の落札候補者となったことなど、やむを得ない事由により配置予定の技術者を配置する事ができなくなった場合は、直ちに書面により辞退届を提出してください。なお、この辞退届を理由として参加資格停止など不利益な取扱いを受けるものではありません。

入札について

本工事の工事場所については、各務原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第4号）第3条の規定により、土地の取得に関して議会の議決が必要である。

土地の取得について、議会の議決が得られなかった場合には、本工事の入札を取り止める場合がある。